

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	2-5
法令名	水質汚濁防止法	根拠条項	13の2-1		
不利益処分	特定施設の使用停止、改善命令等				
1. 法令の定め (処分要件) 知事は、有害物質使用特定事業場から水を排出する者 (特定地下浸透水を浸透させる者を含む。) が、有害物質を含むものとして総理府令 [法施行規則] で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。					
2. 処分基準 ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の審査基準並びに同法及び水質汚濁防止法に基づく処分基準の設定について (平成12年12月8日伺い定め) ① 有害物質使用特定事業場から水を排出する者 (特定地下浸透水を浸透させる者を含む。) が、有害物質を含むものとして法施行規則第6条の2で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき。 ② 「有害物質を含むものとして法施行規則第6条の2で定める要件」とは、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法 (法施行規則第6条の2の規定に基づく環境長官が定める検定方法:平成元年8月21日環境庁告示第39号) により特定地下浸透水の汚染状態を検定した場合に、当該有害物質が検出されることである。 ③ 現実に特定地下浸透水の浸透がなくても、配管の破損、事業場床面や排水処理施設のひび割れによる漏水等、非意図的な原因による地下への浸透の未然防止のためにも適用できる。 ④ 命令の客体となる者は、下水道に水を排除する者も含め、有害物質使用特定事業場から水を排出する者 (特定地下浸透水を浸透させる者を含む。) すべてをいうものである。 ⑤ 命令の「期限」は、当該改善に必要な期間を参酌して、合理的な範囲で定めるものとする。					